

静岡の森を育てよう！



令和3年度

「静岡ぬくもりの空間」 商業施設推進事業

全国のテナントを含む商業施設や、小売業 飲食業など

ご案内



外装材内装材、建具や棚、テーブル天板、家具用材など
さまざまな物にご利用いただけます。



【HUTPARK用宗】駿河区の用宗海水浴所前にOPENした複合商業施設



どんかつ不知火(静岡市葵区)



じずおか漁市場直営店 ASTY静岡店

お申込・お問い合わせ・ご相談先／

静岡ひのき・杉の家推進事業担当事務局

〒420-0011静岡市葵区安西2丁目21番地 (静岡木材業協同組合内)

TEL(054)271-7288 FAX(054)271-7268

ホームページ／ <http://www.siz-sba.or.jp/chikizai/>

【オクシズ材活用協議会】

静岡市森林組合、井川森林組合、清水森林組合、静岡木材業協同組合、清水港木材協同組合

静岡製材協同組合、静岡大工建築業協同組合、清水建築組合、(社)静岡県建築士会 中部ブロック、

オクシズネット

オクシズ材を使うことで、 店内に森の香りをおとどけします。

【事業概要】

この事業は、オクシズ材活用協議会（以下「協議会」という。）が行う、「静岡ぬくもりの空間」商業施設推進事業です。
静岡市のオクシズ材を、普及啓発および円滑な流通を推進するために実施するものとなります。

【提供内容】 使用木材代金の2分の1に相当するものとし、100万円を超えないもの

- ・内装、外装、建具等でオクシズ材を仕上げ材として使用する部分の建築用材
オクシズ材を使用する棚、テーブル天板など家具用材

【使用例】

- ・店舗の外装材や内装材（フローリング材や壁材など）として
- ・店舗内のテーブルや棚 ・お客様が座る椅子 ・木製什器
さまざまな物にご利用いただけます。

※オクシズ材以外の木材は補助対象外 ※下地材等、竣工後に視認できない部分に使用する木材は補助対象外
※設置費、プレカット費は補助対象外

【利用可能な施設】

- ・直接顧客と対面することにより商売を行っている小売業、飲食業等の施設
(風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する許可を受け又は届出を行って営業する施設を除く)
- ・新たに店舗等を開設又は既存店舗等を改修するテナント事業者、物件所有者
- ・利用者が原則として制限されていない施設(店舗)
- ・オクシズ材が目立つ形で使用可能な施設(店舗)

全国の施設にてご利用可能

【他ご利用条件】 ※事業費には上限があります 事業費が終了した場合はご利用いただけません

- ・「静岡の森を育てる会」に加入すること
- ・木材は、静岡市内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用すること
- ・提供された木材は、申請した建築現場以外では使用しないこと
- ・立地や用途等から市民等へのPR性が期待できること
- ・オクシズ材の総使用量が床面積1㎡当り0.001㎡以上であること
- ・オクシズ材をPRするポスター等を提示すること。

手続きの流れ

1. 申し込み

毎月の申込締切日:原則各月の第1・第3金曜日

下記申込書類と、添付書類の提出

【申込書類】

- 様式1号 (木材の提供についての申請及び確認書)
- 様式2号 (木材使用内容及び市産材使用計画書)

【添付書類】

- 確認済証、建築確認通知書1面～6面(写) (申請書(写)でも申込時は可能)
- 提供材使用図面 (立面・平図面)の写し
- 建築現場案内図 (ゼンリン地図など)
- 建築請負契約書(写)

「静岡の森を育てる会」「登録会員」「賛助会員」各申込書と、申込金(入会金・会費)を一括納入

2. 書類審査会

締切日までに提出された書類を翌日審査。(各月の第1・第3土曜日)

3. 決定通知

「決定通知書」(様式3号)を、施主様(施工者)に郵送。
施工者には、手数料の請求書を発行。

4. 手数料の納入

施工者は、「取り扱い手数料」を期日までに納入してください。

5. 引き渡しの打合せ

協議会は、木材の引き渡し方法(日時・場所等)について施主様(施工者)と打ち合わせします。

6. 引き渡し

- 検品を経た木材を、指定の場所に引き渡し
- 「受領書」(様式4号)に署名押印
- 「PRのぼり」の引き渡し ※施工現場に必ず設置願います
- 他書類の引き渡し ※「市産材使用の証明書」など、実績報告書に使用するもの

7. 実績報告書の提出

- 「市産材活用ぬくもりの空間証明申請書」(様式5号)、県産材取扱販売管理表(マニユフェスト)の提出
- 現場写真の提出 ※写真には「現場掲示板」と「PRのぼり」も撮り込むこと

後ほど、「市産材活用ぬくもりの空間証明書」(様式第6号)を発行致します。

諸費用一覧

令和2年度に本事業に申込を行う際には、下記の費用を納入してください。

◎育てる会入会金。

申請者(施主)は育てる会に入会していただきます。その際入会金として5,000円をお支払いいただきます。

◎年会費

対象者	会員区分	会費	摘要
建築士	登録会員	5,000円	対象：協議会構成団体である社団法人静岡県建築士会 静岡支部又は清水支部に所属する方。
	賛助会員	20,000円	対象：登録会員以外の方 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要
施工業者	登録会員	5,000円	対象：協議会構成団体である静岡大工建築業協同組合 又は清水建築組合に所属する方。
	賛助会員	20,000円	対象：登録会員以外の方 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要
木材流通業者	登録会員	5,000円	対象：協議会構成団体である静岡木材業協同組合 又は清水港木材協同組合に所属する方。
	賛助会員	20,000円	対象：登録会員以外の方で、 市内で木材業を営む県産材取扱業者。 ※新規登録には、別途に新規登録料 10,000円が必要

※登録会員は、それぞれの分野で協議会構成員である各団体に所属している方です。

加入していない場合は、賛助会員として登録してください。

※賛助会員の新規登録料10,000円は、昨年度までに加入した方は必要ありません。

※会費は、申請(申込)時に一括して納入して下さい。

◎物件取り扱い手数料

対象者	対象工事	金額	納入期限
施工者	1件あたり	決定金額の3%	引き渡しの期日まで

【振込先】

静岡銀行 安西支店 (普) 0518089

オクシズ材活用協議会 会長 見城 久雄

(振り込み手数料は、各自ご負担ください。)